

資料番号	14
------	----

令和4年5月19日
課名 環境県民局高等教育担当
担当者 担当課長 徳田
内線 2751

広島県公立大学法人理事長の職務代行者の設置について

1 趣旨

広島県公立大学法人 つちや さだゆき 土屋 定之 理事長の辞職（令和4年4月30日付け）に伴い、後任の理事長が任命されるまでの間、職務代行者を設置する。

2 職務代行者

法人定款の規定に基づき、副理事長である県立広島大学 もりなが つとむ 森永 力 学長を職務代行者とする。

3 参考（根拠規定）

○ 広島県公立大学法人定款

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

4 副理事長は、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。